

監査公表第610号

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定による監査を実施し、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成21年5月14日

京都市監査委員 高橋 泰一朗
同 井上 教子
同 不室 嘉和
同 出口 康雄

平成20年度財政援助団体等監査公表

監査の対象年度 平成19年度

監査の実施期間 平成20年12月から平成21年5月まで

監査の方法 関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

監査の種類 財政援助団体等監査（出資団体監査、財政援助団体監査又は公の施設の指定管理者監査）

監査の対象とした団体

団体名	区分
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会	(財)
財団法人京都市女性協会	(出) (財) (公)
財団法人京都市ユースサービス協会	(出) (財) (公)
財団法人京都市文化観光資源保護財団	(財)
財団法人京都高度技術研究所	(出) (財)
「伝統産業の日」実行委員会	(財)
京都市森林組合	(財)
社会福祉法人京都社会福祉協会	(出) (財) (公)

社会福祉法人協和福祉会	(財)
財団法人京都市健康づくり協会	(出) (財) (公)
財団法人京都市急病診療所	(出) (公)
ミディ総合管理株式会社	(公)
財団法人京都市都市緑化協会	(出) (財) (公)
京都市日野野外活動施設管理運営委員会	(公)

注：区分欄の表記は，(出)は出資団体監査，(財)は財政援助団体監査，(公)は公の施設の指定管理者監査を実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 団体の概要については，平成20年3月31日現在の状況で記載している。
- 2 文中に用いる金額は，10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 3 文中に用いる比率は，小数点以下第2位を四捨五入した。
- 4 表中に用いる金額は，1,000円未満を切り捨てて表示した。そのため，総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 5 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの，また，「-」は該当数値がないものを示す。

1 京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 前田禎司郎	設立年月日	平成 14 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町 27 番地 1		
目 的 (団体の規約に基づく。)	<p>京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会は、北部クリーンセンターの余熱エネルギーを市民に還元するため設置された関連施設を、市民の心身の健全な発達と福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 関連施設の管理</p> <p>イ 温水プールの借受け及び管理運営</p> <p>ウ その他目的を達成するために必要な事業</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
京都市北部クリーンセンター関連施設プール運営事業補助金	34,016	17,761	温水プール(愛称：やまごえ温水プール)の円滑で適正な運営に必要なため	環境局(現 環境政策局) 適正処理施設部 施設管理課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

やまごえ温水プール運営事業を行った。

a 年間プール利用実績

利用者数 3 万 7,919 人

b 水泳教室の実施

年間受講者数 1,130 人

c 無料開放の実施

こどもの日 利用者数 350 人

体育の日 利用者数 250 人

d 夏休みプール開放の実施（小学生以下無料）

利用者数 658 人

e 学校体育授業及び夏休み課外授業の実施

利用者数 679 人

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	17,761	人件費	5,539
事業収入	15,699	事務費	1,576
受取利息	12	光熱水費	7,927
雑収入	63	委託料	10,514
前年度繰越金	480	その他	8,460
合 計	34,016	合 計	34,016

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「プール管理運営協会」という。）は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、契約の履行確認は、本市に準じて確実にを行う必要があったが、納品書又は完了届に履行確認を示す押印がされておらず、また、日付の記入されていない納品書を受領していた。

契約の履行確認については、納品書又は完了届に履行確認を行った複数の職員が確認印を押印するとともに、日付の記入された納品書を受領するよう、同協会に対して適切に指導し、改められたい。

b 所管課関係

市有物品をプール管理運営協会に使用させているが、貸与契約等の手続きがされていなかった。同協会に市有物品を使用させるに当たっては、貸付契約を締結するなど、適正に手続きを行われたい。

(イ) 意見

a 団体関係

京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会規約によると役員は無給とし、理事会に出席するために要した費用等を弁償することができるが、理事会の開催に当たり、本市関係者以外の役員（理事2名、監事1名）に対して費用弁償として一律15,000円を支給していた。

この支給については、積算根拠を明確にするとともに、規約の規定を整備するなど、適正な支出に努めるよう、プール管理運営協会に対して適切に指導し、改善されたい。

2 財団法人京都市女性協会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 浜岡政好	設立年月日	平成5年5月24日
事務所所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	財団法人京都市女性協会は、女性の自立と広範な社会参加を支援する事業を幅広く展開し、男女が共に自立し、参画し、及び創造する都市としての京都の実現を目的として、次の事業を行う。 ア 女性問題に関する情報・資料の収集及び提供 イ 女性問題に関する講座、講演会その他の催しの開催 ウ 女性問題に関する調査及び研究 エ 女性問題に関する相談 オ 地域の女性団体・サークルとの連携・協力及び交流の場の提供 カ 女性の健康を保持増進するための各種講座等の開催 キ 男女共同参画センターの管理運営受託 ク その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市女性協会（以下「女性協会」という。）の基本財産は5,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課である。

イ 事業の状況

(ア) 情報提供事業

図書資料の収集及び提供等

(イ) 学習研修事業

DV被害者支援ボランティア入門講座、はじめての男女共同参画講座、地域で生かす語学講座等の実施

(ウ) 健康増進事業

フラダンス、ピラティス、コーラスなどの健康増進講座等の実施

(エ) 相談事業

一般相談、専門相談、グループ相談会等の実施

(オ) 子どもの部屋事業

保育事業等の実施

(カ) 調査研究事業

男女共同参画を学ぶ講座に使用する資料の分析等

(キ) 京都市男女共同参画センターの施設管理運営

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 収支計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(収入の部)			
基本財産運用収入	277	215	61
補助金等収入	218,424	225,460	△7,036
事業収入	30,232	26,505	3,726
雑収入	2,876	1,967	909
特定預金取崩収入	2,592	7,546	△4,954
当期収入合計	254,402	261,695	△7,292
前期繰越収支差額	31,544	10,729	20,814
収入合計	285,946	272,424	13,522
(支出の部)			
事業費	216,397	223,635	△7,238

管理費	15,110	15,244	△134
特定預金支出	13,000	2,000	11,000
当期支出合計	244,507	240,880	3,627
当期収支差額	9,895	20,814	△10,919
次期繰越収支差額	41,439	31,544	9,895

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
經常増減の部			
經常収益	244,264	261,695	△17,430
經常費用	231,507	238,880	△7,372
当期經常増減額	12,757	22,814	△10,057
經常外増減の部			
經常外収益	2,592	7,546	△4,954
經常外費用	9,224	18,549	△9,324
当期經常外増減額	△6,632	△11,003	4,370
当期一般正味財産増減額	6,124	11,811	△5,686
一般正味財産期首残高	83,744	71,933	11,811
一般正味財産期末残高	89,869	83,744	6,124
(指定正味財産増減の部)			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—
(正味財産期末残高)	89,869	83,744	6,124

(ウ) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
-----	----------	----------	--------

(資産の部)			
流動資産	68,758	66,816	1,941
固定資産	96,302	97,208	△906
資産合計	165,060	164,025	1,035
(負債の部)			
流動負債	27,318	35,272	△7,953
固定負債	47,872	45,008	2,864
負債合計	75,190	80,280	△5,089
(正味財産の部)			
指定正味財産	—	—	—
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
一般正味財産	89,869	83,744	6,124
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
正味財産合計	89,869	83,744	6,124
負債及び正味財産合計	165,060	164,025	1,035

エ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

女性協会は、京都市外郭団体改革計画等に基づき本市が主体的に指導調整を行うべき外郭団体である。外郭団体に対しては、本市からの支援を縮小し、自主性、自立性を高めていくとしており、出納その他の事務を適正かつ経済的・効率的に執行するべきであるが、次のような事例があった。

(a) 委託業務等の契約について、随意契約の理由を明らかにすることなく、契約をしていた。

随意契約の理由を明記し、又は、より競争性のある契約を行うなど、適正な契約事務を行うよう、同協会に対して適切に指導し、改められた

い。

- (b) 財団法人京都市女性協会経理規程によると、契約を行うときは、履行期限その他契約の履行に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならないとしているが、契約書に完了届等の提出を義務付けていなかった。

適正な契約事務を行うよう、同協会に対して適切に指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
財団法人京都市女性協会事業実施に対する補助金	40,639	37,024	本市の男女共同参画に関する施策を推進していくうえで有意義な事業を実施している団体の事業の実施経費、運営費に補助金を交付する必要があるため	文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

a 情報提供事業

図書資料の収集及び提供 登録一般図書数 4万9,644冊 利用登録者数 2万8,048人 延べ利用者数 1万2,986人

b 学習研修事業

(a) センター利用者との協働事業

男女共同参画を促進する団体と「詩歌のつどい at ウィングス京都」を開催 参加団体数 9団体

(b) DV被害者支援ボランティア入門講座 受講者数 25人

(c) 市民活動サポート事業

男女共同参画社会の形成に役立つ市民活動の支援 支援団体数 2 団体

c 相談事業

グループ相談会 2テーマの相談会を開催 受講者数 34 人

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	37,024	人件費	27,015
民間助成金収入	1,400	委託費	7,879
財団事業費	2,215	消耗品費	2,577
		その他	3,167
合 計	40,639	合 計	40,639

ウ 問題点

問題点はなく，適正に執行されていた。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

女性協会は，平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間，京都市男女共同参画センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市男女共同参画センター(愛称：ウイングス京都)	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地	京都市男女共同参画センターの管理運営，情報提供等	文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 京都市男女共同参画センターの施設管理運営

b 情報提供事業

(a) 行政資料等の収集及び提供 行政資料等数 1 万 9,136 冊

(b) インターネットを使った情報発信 ホームページアクセス件数 9 万 5,375 件 メールマガジン発行回数 25 回 登録者数 1,285 人

(c) 啓発冊子等の発行 啓発情報紙 9 万部 講座案内リーフレット 4 万

8,000 部

c 学習研修事業

- (a) 母子家庭, DV被害者等のための自立支援パソコン講座 開催回数 20 回 受講者数 25 人
- (b) 育児休業パワーアップ講座 開催回数 6 回 受講者数 80 人
- (c) ウィングス起業セミナー 開催回数 10 回 受講者数 260 人
- (d) はじめての男女共同参画講座 開催回数 38 回 受講者数 846 人
- (e) デートDVを知る講座 開催回数 3 回 受講者数 309 人
- (f) 男性のための生活マネジメント講座 開催回数 10 回 受講者数 138 人
- (g) 京都で・いきいき・生きる 開催回数 6 回 受講者数 67 人
- (h) 親子で楽しむコンサート 開催回数 1 回 受講者数 233 人
- (i) 女性史文化講演会 開催回数 1 回 受講者数 112 人
- (j) 時の人講演会 開催回数 2 回 受講者数 429 人
- (k) 市民活動の活性化支援講座 開催回数 2 回 受講者数 81 人
- (l) 京都市男女共同参画市民会議 開催回数 1 回 受講者数 515 人
- (m) 「ピンクリボン京都」での乳がん撲滅啓発事業

d 相談事業

- (a) 一般相談, 専門相談 一般相談件数 1,555 件 専門相談件数 365 件
- (b) 苦情等処理受付 苦情処理件数 4 件

e 子どもの部屋事業

- (a) 保育事業 保育回数 444 回 保育子ども数 1,515 人
- (b) 親子のふれあい広場開催

f 調査研究事業

男女共同参画を学ぶ講座に使用する資料の分析等

(イ) 利用の状況

(単位: 人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
入 館 者 数	363,933	375,340	386,640	395,922	480,806
1 日平均入館者数	1,238	1,277	1,311	1,285	1,556

平成19年度の入館者数については、48万806人と前年度に比べ21.4パーセント増加しており、開設以来、増加傾向にある。

(ウ) 収支の状況

平成19年度の収支の状況は、次のとおり、1,055万円の黒字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	180,000	人件費	62,002
		委託費	56,537
		光熱水費	22,637
		その他	28,265
合 計	180,000	合 計	169,443

収支差額 10,556千円

使用料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、増加が続いている。

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
使用料収入	47,589	49,589	53,422	55,834	58,039

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 所管課関係

本市は女性協会に京都市男女共同参画センターの指定管理をさせるに当たり、物品の貸与及び管理に関する協定書を締結して、物品を貸与しているが、協定書の別表の貸与物品一覧の内容が本市の備品台帳の内容とは異なるものがあった。

貸与物品一覧と市備品台帳の照合を行うなど、適正に備品管理を行うよう、具体的に取組みたい。

3 財団法人京都市ユースサービス協会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 遠藤保子	設立年月日	昭和 63 年 3 月 29 日
事務所所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	財団法人京都市ユースサービス協会は、青少年の自主的な活動の振興を図るため、京都市等関係行政機関及び青少年育成団体等と協調して活動を展開し、京都市の青少年の健全な育成に寄与することを目的として、次の事業を行う。 ア 青少年指導者養成に関する事業 イ リーダーバンク等青少年活動の支援に関する事業 ウ 青少年グループ・団体の交流の支援に関する事業 エ 青少年活動に関する調査・研究 オ 京都市の青少年に関する施策のうち、法人の目的にかなう事業の受託 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市ユースサービス協会（以下「ユースサービス協会」という。）の基本財産は 3,000 万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課である。

イ 事業の状況

- (ア) リーダーバンク事業
- (イ) 市民参加促進事業
- (ウ) 青少年関係団体のネットワーク形成事業
- (エ) 施設の利用促進・トレーニングジム活用の事業
- (オ) 調査・研究・研修事業
- (カ) 青少年活動センターの管理運営
- (キ) 青少年の自主的な活動の振興に関する講座、研修等の開催
- (ク) 青少年活動の指導者養成

- (ケ) 青少年活動に係る情報の収集及び提供
- (コ) 青少年に係る各種相談事業
- (サ) 職業的自立支援事業
- (シ) 青少年活動に係る交流促進
- (ス) 青少年の非行防止及び健全育成事業
- (セ) テーマに基づく事業
- (ソ) 共催・協力事業
- (タ) 京都市都市緑化協会受託事業
- (チ) 京都市若者サポートステーション受託事業
- (ツ) 青少年非行防止活動についての受託事業

ウ 収支及び財産の状況

- (ア) 収支計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(事業活動収支の部)			
事業活動収入			
基本財産運用収入	239	174	65
事業収入	10,907	11,339	△432
補助金等収入	20,784	20,313	471
受託料収入	324,807	341,678	△16,871
寄付金収入	—	39	△39
雑収入	5,940	4,781	1,159
事業活動収入計	362,679	378,326	△15,647
事業活動支出			
事業費	295,811	311,859	△16,048
管理費	59,453	57,738	1,715
事業活動支出計	355,264	369,597	△14,333
事業活動収支差額	7,414	8,728	△1,313
(投資活動収支の部)			
投資活動収入			
特定預金取崩収入	—	9,567	△9,567

投資活動収入計	—	9,567	△9,567
投資活動支出			
特定預金支出	4,440	11,421	△6,981
投資活動支出計	4,440	11,421	△6,981
投資活動収支差額	△4,440	△1,853	△2,586
当期収支差額	2,974	6,875	△3,900
当期収入合計	362,679	387,894	△25,215
前期繰越収支差額	13,136	6,260	6,875
収入総額	375,815	394,155	△18,339
支出総額	359,704	381,019	△21,314
次期繰越収支差額	16,111	13,136	2,974

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
經常増減の部			
經常収益	362,679	378,326	△15,647
經常費用	355,264	369,597	△14,333
当期經常増減額	7,414	8,728	△1,313
經常外増減の部			
經常外収益	—	9,567	△9,567
經常外費用	4,440	11,421	△6,981
当期經常外増減額	△4,440	△1,853	△2,586
当期一般正味財産増減額	2,974	6,875	△3,900
一般正味財産期首残高	29,879	23,004	6,875
一般正味財産期末残高	32,854	29,879	2,974
(指定正味財産増減の部)			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	30,000	30,000	—
指定正味財産期末残高	30,000	30,000	—
(正味財産期末残高)	62,854	59,879	2,974

(ウ) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	33,504	36,868	△3,363
固定資産	68,748	64,800	3,948
資産合計	102,253	101,668	584
(負債の部)			
流動負債	17,393	23,731	△6,338
固定負債	22,005	18,057	3,948
負債合計	39,398	41,788	△2,390
(正味財産の部)			
指定正味財産	30,000	30,000	—
（うち基本財産への充当額）	(30,000)	(30,000)	(—)
（うち特定財産への充当額）	(—)	(—)	(—)
一般正味財産	32,854	29,879	2,974
（うち基本財産への充当額）	(—)	(—)	(—)
（うち特定財産への充当額）	(15,555)	(15,064)	(491)
正味財産合計額	62,854	59,879	2,974
負債及び正味財産合計額	102,253	101,668	584

エ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

財団法人京都市ユースサービス協会経理規程によると、契約を行うときは、履行の期限その他契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならないとしているが、契約書に完了届等の提出を義務付けていないものがあった。

適正な契約事務を行うよう、ユースサービス協会に対して適切に指導し、改められたい。

b 所管課関係

行政財産の目的外使用については、京都市公有財産規則に基づき事務処理を行うこととされているが、中京青少年活動センターにおいて、所定の手続きをとることなく施設の一部を目的外使用しているものがあつた。

適正な事務処理を行うよう、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
(ア) 財団法人京都市ユースサービス協会運営補助金	12,539	12,539	資金力がなく、事業の実施に支障をきたすことから、本市派遣職員（1人）の人員費相当分の補助金を交付する必要があると認められるため	文化市民局 共同参画社会 推進部 勤労福祉青少年課
(イ) ユースサービス（青少年に対する援助活動）事業に対する補助金	7,285	7,225	本市と連携を図りながら、青少年活動リーダーの養成、青少年活動に関する調査及び研究並びに青少年活動の支援に関する事業等は、本市の青少年育成事業を進めるうえで有意義であると認められるため	

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 財団法人京都市ユースサービス協会運営補助金

a 事業の状況

ユースサービス協会の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	12,539	市派遣職員給与	12,539

(イ) ユースサービス（青少年に対する援助活動）事業に対する補助金

a 事業の状況

(a) リーダーバンク事業

青少年に対する地域活動に参加していくための機会づくりと能力開発を実施

- ・ ボランティア情報誌「リーダーバンク通信」の発行 年間6回 各5,000部発行 年間情報件数176件 情報提供団体31団体
- ・ 高校生が作るフリーペーパー「the-keys」の発行及び活動情報提供 5,000部発行
- ・ 合同ボランティア説明会 参加者92人

(b) 市民参加促進事業

青少年が市民社会の主体となる経験・学習の機会提供

- ・ 「選挙ドキドキ初体験プロジェクト」 583人からの回答を基に100項目のマニフェストを作成 スタッフ約30人
- ・ 子供の地域参加促進事業である「ラウンドアイズ京都」の継続実施 参加者数 スタッフ142人 子供418人 地域の人33人

(c) 青少年関係団体のネットワーク形成事業

- ・ 青少年グループ・育成団体、NPO団体との共催・後援事業
キャンプセミナー 年間2回 参加者28人
ホリデーキャンプ 年間4回 参加者154人
- ・ 関係行政機関、関係団体への協力事業
京都「人間と性」教育研究協議会例会への講師派遣、立命館大学「地域参加活動入門」へのゲストスピーカー派遣など外部機関・施設などへの講師の派遣等 22団体・機関

(d) 調査・研究・研修事業

- ・ 事業評価システムの導入についての調査・試行 きょうとNPOセンターと共同して、研究会を設置 4回開催 参加者6人

- ・ ユースワーカー養成プログラムの運営と共同研究

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	7,225	委託費	6,222
京都府レクリエーション協会助成金	10	通信運搬費	325
事業収入	27	消耗品費	196
財団事業費	22	その他	541
合 計	7,285	合 計	7,285

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

ユースサービス協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市北青少年活動センター、京都市中京青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターの指定管理者となっている。このうち京都市中京青少年活動センター（以下「中京青少年活動センター」という。）を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市中京青少年活動センター	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地	青少年活動センターの管理運営、青少年の社会参加の促進のための講座等の開催及び青少年活動の指導者の養成等	文化市民局 共同参画社会 推進部 勤労福祉青少年課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 中京青少年活動センターの管理運営
- b 青少年活動の指導者養成
 - (a) ピアサポーター（若者の支援に幅広く関わる支援者）養成講座 年12回 参加者 93人
 - (b) ボランティアスタッフ研修会 参加者 14人
- c 青少年活動に係る情報の収集及び提供
 - (a) 青少年活動センター外での若者へのアプローチとして、ユースアクションプランのシンボル事業の実現に向けて準備・調査の推進
 - (b) ホームページの運用 アクセス件数 13万6,055件
 - (c) 新たな広報媒体の検討・試行（メールマガジン、携帯への情報サービス他）
 - (d) 広報プロジェクトの運営
 - スポーツジム利用促進に向けたジムガイダンス 月2回 参加者 198人
- d 青少年に係る各種相談事業
 - (a) 若者セミナー企画ミーティング 年10回 参加者 30人
 - (b) 相談受入れの窓口機能の強化
 - ・ 「何でも質問BOX」の設置 投稿件数 102件
 - ・ ユース info. スクエア（青少年総合相談）窓口 相談件数 158件
 - (c) ヤングキャリアナビゲーション 週1回 相談件数 95件
- e 職業的自立支援事業
 - 就職応援セミナー面接対策講座 年4回 参加者 61人
- f 青少年活動に係る交流促進
 - (a) 第18回「L I V E K I D S」の開催 応募・参加グループ 128団体
 - (b) 「ユースシンポジウム それぞれの自立～支え合う社会の必要性～」の開催 参加者 100人 分科会参加者 66人
 - (c) 「ボランティア研修会」の実施 参加者 14人
- g テーマに基づく事業
 - 中京青少年活動センターのテーマ「青少年の総合相談窓口と社会参加の促進」
- (イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
青少年活動 センター7 箇所全体	青少年等	235,397	255,227	275,579	278,674	279,203
	青少年以外	38,583	36,942	33,695	30,614	31,586
	施設提供計	273,980	292,169	309,274	309,288	310,789
	事業参加者	79,531	81,719	84,776	82,818	85,407
	利用者合計	353,511	373,888	394,050	392,106	396,196
京都市中京 青少年活動 センター	青少年等	69,634	71,935	80,099	77,677	74,962
	青少年以外	6,151	6,463	7,491	6,731	7,104
	施設提供計	75,785	78,398	87,590	84,408	82,066
	事業参加者	6,658	6,601	5,843	5,777	5,108
	利用者合計	82,443	84,999	93,433	90,185	87,174

注 表中の青少年以外とは、京都市青少年活動センター条例第5条に規定する青少年活動センターを使用する資格を有するもの以外の利用者

平成19年度の青少年活動センター全体の施設利用者数は、39万6,196人であり、過去3年間で見るとほぼ横ばい状態であるが、中京青少年活動センターでは、平成18年度及び平成19年度において減少している。

(ウ) 収支の状況

平成19年度の収支の状況は、次のとおり、192万円の黒字となっている。

注 表記は、青少年活動センター7箇所全体を一括計上している。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	305,810	委託費	209,586
活動センター事業収入	4,691	給与手当	34,089
		光熱水費	18,277
		その他	46,622
合 計	310,501	合 計	308,575

収支差額 1,925千円

使用料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、青少年活動セ

ンター全体においても、中京青少年活動センターにおいても減少傾向にある。

(単位：千円)

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
使用 料 収 入	青少年活動センター7箇所全体	13,967	13,328	12,989	12,176	12,083
	京都市中京青少年活動センター	4,514	4,286	4,723	4,201	3,987

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

(ア) 意見

a 団体関係

ユースサービス協会は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、7 箇所の青少年活動センターの指定管理者となっている。

全青少年活動センターの過去 5 年間の施設利用者数を見るとほぼ横ばい状態であるが、中京青少年活動センターの施設利用者数は、平成 18 年度及び平成 19 年度において減少している。また、過去 5 年間の施設の使用料収入の推移を見ると全青少年活動センターにおいても中京青少年活動センターにおいても、減少傾向にある。

については、ユースサービスの理念に基づき、引き続き青少年の健全な育成と青少年の自主的な活動の振興を図るとともに、青少年活動センターの施設利用者及び使用料収入の増加につながる企画、運営に取り組むよう、同協会に対して適切に指導されたい。

4 財団法人京都市文化観光資源保護財団

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 山口昌紀	設立年月日	昭和 44 年 12 月 1 日
事務所所在地	京都市左京区岡崎最勝寺町 13 番地		
目 的 (団体の寄付行)	財団法人京都市文化観光資源保護財団は、京都市域に存する文化財、伝統行事など、後世に継承するに足る文化観光資源を、これらを取りまく自		

為に基づく。)	<p>然環境とともに保護し、かつ、その活用を図ることにより、京都市の文化観光の健全な発展を促進し、もって京都市民及び国民の生活の安定と文化的向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 文化財所有者、管理者等の行う文化観光資源保護事業に対する助成</p> <p>イ 伝統行事、伝統芸能の保存及び執行に対する助成</p> <p>ウ 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成</p> <p>エ 文化観光資源施設の整備に対する助成</p> <p>オ 文化観光資源の取得及び管理</p> <p>カ 文化観光資源に関する保護思想及び知識の普及向上</p> <p>キ 文化観光資源に関する調査研究並びに情報の収集及び提供</p> <p>ク その他前条の目的を達成するために必要な事業</p>
---------	--

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
(ア) 財団法人京都市文化観光資源保護財団事業助成金	77,439	71,160	文化観光資源保護事業費に補助金を交付する必要があるため	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
(イ) 財団法人京都市文化観光資源保護財団運営助成金	46,569	28,892	文化観光資源保護事業を実施している財団の運営費に補助金を交付する必要があるため	

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 財団法人京都市文化観光資源保護財団事業助成金

a 事業の状況

(a) 文化観光資源保護事業

文化観光資源に対する助成 助成対象保護事業数 69 件 助成額

6,473 万円

- ・ 文化観光資源に関する調査研究事業
- (b) 文化観光保護思想の普及啓発事業
 - ・ 会報の発行 発行部数 3,000 部
 - ・ 文化観光資源公開事業の実施 実施事業数 6 事業 見学者等数 1 万 4,026 人
 - ・ インターネットによる情報発信 アクセス件数 45 万 2,425 件
 - ・ 文化観光資源保護協力者（会員）に対する招待事業 実施事業数 7 事業

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	71,160	保護事業助成金	64,730
普及啓発事業収入	4,863	印刷製本費	3,656
財団事業費	1,416	委託費	3,096
		その他	5,956
合 計	77,439	合 計	77,439

(イ) 財団法人京都市文化観光資源保護財団運営助成金

a 事業の状況

財団法人京都市文化観光資源保護財団の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	28,892	人件費	41,252
財団運営費	17,677	賃借料	1,567
		会議費	937
		その他	2,811
合 計	46,569	合 計	46,569

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 所管課関係

財団法人京都市文化観光資源保護財団事業助成金及び財団法人京都市文化観光資源保護財団運営助成金については、本市内に存する文化観光資源の保護事業推進の資金を積み立てるために設置された京都市文化観光資源保護基金の運用収益を充てているが、補助金交付要綱を定めることなく交付しており、補助金についての考え方が明確ではなかった。

補助金交付要綱を整備し、対象事業の範囲、交付申請の手続、補助事業完了時に提出を求める書類など補助金についての考え方を明確にするよう、具体的に取組まれない。

5 財団法人京都高度技術研究所

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 高木壽一	設立年月日	昭和63年8月9日
事務所所在地	京都市下京区中堂寺南町134番地		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	財団法人京都高度技術研究所は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術、情報技術、環境技術、ライフサイエンス、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与する。		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都高度技術研究所（以下「高度技術研究所」という。）の基本財産は3億円であり、1億円（33.3パーセント）を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、産業観光局商工部産業振興課である。

イ 事業の状況

(ア) 情報・メカトロニクス関連の研究開発

情報・通信、組み込みシステム、情報メディア、知能システム制御・メカ

トロニクス各分野において、各種の研究開発の推進を行った。

(イ) 地域・自治体の情報化推進

地域の高度情報化推進、自治体の情報システムの構築・運用やIT導入時における提案等を行い、行政のIT政策の効率化への支援を行った。

(ウ) 産・学・公連携による新事業創出支援

- a 新事業創出支援・企業家育成等
- b 「京都バイオシティ構想」の推進
- c 国等の公募型研究開発プロジェクト支援
- d 国関連の大型プロジェクトの推進
 - (a) 知的クラスター創成事業
 - (b) 京都市地域結集型共同研究事業

(エ) 経営改善等の取組

- a 経営改革の推進
 - (a) 中期経営改善計画 平成17年度～平成20年度(平成16年度末策定)
 - (b) 中期ビジョン 平成21年度～平成25年度
(平成19年11月から設立20周年事業実行委員会で論議、平成20年9月策定)
- b プライバシーマークの取得
- c 広報活動その他
- d 国関連の大型プロジェクトの推進

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 収支計算書

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成18年度	対前年度比較
(事業活動収支の部)			
事業活動収入			
基本財産運用収入	2,346	1,671	674
特定資産運用収入	72	44	28
会費収入	11,160	10,440	720
事業収入	1,097,757	1,055,726	42,030
補助金等収入	833,507	874,696	△41,189

負担金収入	7,593	5,000	2,593
寄付金収入	2,900	13,100	△10,200
雑収入	1,238	3,798	△2,560
事業活動収入計	1,956,575	1,964,477	△7,901
事業活動支出			
事業費支出	1,866,598	1,697,223	169,375
管理費支出	168,642	165,819	2,823
事業活動支出計	2,035,241	1,863,042	172,198
事業活動収支差額	△78,666	101,434	△180,100
(投資活動収支の部)			
投資活動収入			
特定資産取崩収入	9,249	5,893	3,355
受入保証金収入	1,950	3,593	△1,642
敷金・保証金戻り収入	1,334	532	802
長期前払費用振替額	5,209	5,209	0
機械装置費等立替金収入	77,967	—	77,967
投資活動収入計	95,711	15,228	80,483
投資活動支出			
特定資産取得支出	330	6,752	△6,421
固定資産取得支出	45,291	54,865	△9,574
受入保証金支出	7,153	7,941	△788
機械装置費等立替金支出	158,232	—	158,232
投資活動支出計	211,007	69,559	141,447
投資活動収支差額	△115,296	△54,331	△60,964
(財務活動収支の部)			
財務活動収入			
借入金収入	400,000	380,000	20,000
財務活動収入計	400,000	380,000	20,000
財務活動支出			
借入金返済支出	295,000	425,000	△130,000
財務活動支出計	295,000	425,000	△130,000

財務活動収支差額	105,000	△45,000	150,000
当期収支差額	△88,962	2,102	△91,065
前期繰越差額	513,523	511,420	2,102
次期繰越収支差額	424,561	513,523	△88,962

(イ) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	901,839	799,341	102,497
固定資産	611,462	688,574	△77,111
資産合計	1,513,302	1,487,916	25,386
(負債の部)			
流動負債	1,194,410	978,643	215,767
固定負債	69,332	74,535	△5,202
負債合計	1,263,743	1,053,178	210,565
(正味財産の部)			
指定正味財産	260,000	263,191	△3,191
（うち基本財産への充当額）	(260,000)	(260,000)	(—)
一般正味財産	△10,441	171,546	△181,987
（うち基本財産への充当額）	(40,000)	(40,000)	(—)
正味財産合計	249,558	434,737	△185,178
負債及び正味財産合計	1,513,302	1,487,916	25,386

(ウ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
経常増減の部			
当期経常増減額	△164,228	△60,818	△103,410
経常外増減の部			

当期経常外増減額	△17,758	△13,531	△4,227
当期一般正味財産増減額	△181,987	△74,350	△107,637
一般正味財産期首残高	171,546	245,896	△74,350
一般正味財産期末残高	△10,441	171,546	△181,987
(指定正味財産増減の部)			
当期指定正味財産増減額	△3,191	3,191	△6,382
指定正味財産期首残高	263,191	260,000	3,191
指定正味財産期末残高	260,000	263,191	△3,191
(正味財産期末残高)	249,558	434,737	△185,178

(エ) キャッシュ・フロー計算書

注 キャッシュ・フロー計算書は、平成19年度に初めて作成したため、平成18年度及び対前年度比較は掲げていない。

(単位：千円)

区 分	平成19年度
(事業活動によるキャッシュ・フロー)	
当期一般正味財産増減額	△181,987
キャッシュ・フローへの調整額計	238,957
事業活動によるキャッシュ・フロー	56,969
(投資活動によるキャッシュ・フロー)	
投資活動収入計	95,711
投資活動支出計	211,007
投資活動によるキャッシュ・フロー	△115,296
(財務活動によるキャッシュ・フロー)	
財務活動収入計	400,000
財務活動支出計	295,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,000
現金及び現金同等物の増減額	46,673
現金及び現金同等物の期首残高	208,111
現金及び現金同等物の期末残高	254,784

エ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

- (a) 高度技術研究所は、本市から建物及び物品を借り受けており、当該物品については使用貸借契約書に添付する備品一覧表に記載する物品としている。

同研究所では独自の備品台帳を整備しているが、本市貸与物品を自己所有物品と区分することなく記載しており、また、その記載は現状を正しく反映したものとはなっていなかった。

備品台帳において、本市貸与物品を自己所有物品と明瞭に区分し、現状を正しく反映したものとなるよう、同研究所に対して適切に指導し、改められたい。

- (b) 高度技術研究所の経理事務規則によると、外部の入金先に対する領収書の発行は出納責任者が行うこととなっており、領収書用紙は冊数と各札の枚数を明確にしておかなければならないとしている。

現金による入金についての領収書の発行事務を見たところ、施設内で行う交流会会費等の領収時に領収書 407 枚を発行していたが、すべて発行する権限のない出納職員が発行していた。

また、領収書用紙の管理においては、冊数や各札の枚数等を管理するための払出簿などの具体的な様式を定めていないことから現状が把握できない状況であった。

適正な現金領収事務を行うために、領収書の発行に係る事務の執行体制及び領収書用紙の管理のための書類を整えるよう、同研究所に対して適切に指導し、改められたい。

- (c) 高度技術研究所の経理事務規則によると、収納した金銭は、出納責任者が特に認めた場合のほか、当日中に金融機関に預け入れるものとしている。

一方で、もっぱら日々の現金支払いに充てるための資金として手持現金が規定されており、その保有限度額は 20 万円以内としている。

また、出納担当者は、日々の現金出納終了後、現金出納帳と照合して出納責任者の承認を受けなければならないとしている。

収入支出事務における現金出納事務について見たところ、現金による収入金をそのまま手持現金として運用して支出に充てていたこと、手持現金額がほぼ常時保有限度額を超えていたこと、現金の出納確認が不十分であったことなど、改善すべき点が多く見受けられた。

現金出納事務については、手持現金及び収入金を区分して管理し、手持現金は保有限度額に留意して運用し、日々の現金の出納の確認を厳重に行うなど、経理事務規則を遵守して適正に事務を行うよう、同研究所に対して適切に指導し、改められたい。

b 所管課関係

本市は、高度技術研究所に建物及び物品を貸し付けており、当該物品は使用貸借契約書に添付した備品一覧表に記載する物品としている。

最新の備品一覧表は平成16年4月1日時点で作成されたものであり、その後に貸与物品の品目、配置場所等が変更されているが、それを正しく反映したものとはなっていなかった。

貸与備品の管理について、実地に調査するとともに、同研究所から必要な事項の報告を求め、備品の異動のつど一覧表の整備を行うなど、適正に備品管理を行うよう具体的に取り組みたい。

(イ) 意見

a 団体関係

(a) 高度技術研究所の平成19年度の事業の実施状況を見ると、年度末直前の平成20年3月26日に第56回理事会を開催して、当該年度の収支予算を補正していた。

平成19年度決算報告書を見ると、一般会計では、投資活動収入は補正後予算額1億7,597万円に対して決算額は9,571万円と54.4パーセントにとどまっていたほか、当期収支差額は補正後予算額187万円の黒字としていたものが決算額では8,896万円の大幅な赤字となっており、いずれも予算決算が大きくかい離していた。

予算統制の機能を損なわないよう、的確な予算を策定し、それに基づいて十分な執行管理を行うよう、同研究所に対して適切に指導し、改善

されたい。

- (b) 高度技術研究所の正味財産合計額は、平成 14 年度をピークとして、その後減少が続いており、平成 19 年度末には 2 億 4,955 万円となって、財務諸表上、基本財産額 3 億円の一部については正味財産により充当できない水準にまで落ち込んでいる。

この間の正味財産額の減少は、主に国からの補助事業や受託事業の増加に伴って発生した収支構造の変化や関連法人の吸収の影響などによるものである。

財団法人の基本財産については、その管理運用に当たって、これを減少させることは厳に避けなければならないとされている。

同研究所の経営については、平成 17 年度から 5 年間取り組まれた中期経営改善計画により改善されてきたとは言え、正味財産額が回復基調となるには更に数年を要するものと試算されている。

については、今後の経営戦略である中期ビジョン等に基づいて改革を進め、事業の効率的な執行と収益力の向上に努めて、正味財産額が一刻も早く適正な水準となるよう、同研究所に対して適切に指導し、改善されたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
(ア) 派遣職員人件費相当額補助金	48,060	48,060	各分野での研究開発、技術サポート、新事業創出支援、産学連携交流に取組み、地域の産業振興、科学技術発展に寄与する必要があるため(4人分)	産業観光局 商工部 産業振興課
(イ) 平成 19 年度事業に対する補助金	2,131,445	26,852	収入が事業完了後や年度途中となるので、資金運用の円滑を図る必要があるため	

(ウ) 京都市地域 プラットフォーム事業に対する補助金	66,289	62,125	地域産業の自立的発展を促す事業環境を整備することにより、新事業の創出を促進し、京都経済の新たな展開と活性化を図る必要があるため	
(エ) ベンチャー ビジネス育成 助成事業に対する補助金	18,335	5,200	ベンチャー企業に対して賃料の一部を助成することにより、企業の誕生・育成を積極的に推進する必要があるため	
(オ) 京都市地域 結集型共同研究事業に対する補助金（人件費相当分）	8,879	8,879	京都バイオシティ構想の医工連携プロジェクトの柱として、JST（独立行政法人科学技術振興機構）の公募事業である京	産業観光局 商工部 産学連携推進課
(カ) 京都市地域 結集型共同研究事業に対する補助金（賃料等相当分）	19,939	19,939	都市地域結集型共同研究事業に採択された「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」について、中核機関として平成19年度の事業を実施するため（人件費は9人分）	
(キ) 知的クラスター創成事業に対する補助金（本部事務局人件費）	13,691	13,691	産学公の連携と知の結集により、新事業を創出するための本部体制の充実を図る必要があるため（2人分）	

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 派遣職員人件費相当額補助金

a 事業の状況

高度技術研究所の運営に際して必要な人件費を支出した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	48,060	派遣職員人件費	48,060

(イ) 平成19年度事業に対する補助金

a 事業の状況

高度技術研究所の運営のほか、産学連携事業、情報化事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	26,852	事業費	1,470,653
その他	2,104,593	管理費	168,642
		運営費	492,149
合 計	2,131,445	合 計	2,131,445

(ウ) 京都市地域プラットフォーム事業に対する補助金

a 事業の状況

中核的支援機関として、ベンチャー企業等に対する技術開発や人材育成、販路開拓等の支援事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	62,125	事業費	66,289
受講料収入	4,164		
合 計	66,289	合 計	66,289

(エ) ベンチャービジネス育成助成事業に対する補助金

a 事業の状況

インキュベート施設を開設し、ベンチャー企業に対する賃料補助のほか、経営や技術、販売等の様々な課題解決に向け支援を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	5,200	事業費	18,335
入居者負担	7,935		
財団事業費	5,200		
合 計	18,335	合 計	18,335

(カ) 京都市地域結集型共同研究事業に対する補助金（人件費相当分）

a 事業の状況

京都市地域結集型共同研究事業に採択された「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」事業について、必要な地域負担（人件費）を補助した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	8,879	人件費	8,879

(キ) 京都市地域結集型共同研究事業に対する補助金（賃料等相当分）

a 事業の状況

京都市地域結集型共同研究事業に採択された「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」事業について、必要な地域負担（賃料等）を補助した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	19,939	運営費	19,939

(ク) 知的クラスター創成事業に対する補助金（本部事務局人件費）

a 事業の状況

産学公の連携と知の結集により、新事業を創出するための本部体制の充

実を図るために必要な人件費を支出した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	13,691	人件費	13,691

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 所管課関係

高度技術研究所の平成 19 年度事業に対する補助金として 2,685 万円を支出しているが、この補助金の交付申請書に添付されていた予算書は、団体の当該年度の収支予算書であり、補助の対象とする項目が明確でなかったことから、事業完了後に適正に補助金が執行されたか判断することができなかった。

具体的な用途や積算の根拠を明確にした補助金交付申請書等の提出を求めるよう、取り組まれない。

6 「伝統産業の日」実行委員会

(1) 団体の概要

代 表 者	委員長 渡邊隆夫	設立年月日	平成 14 年 8 月 22 日
事務所所在地	産業観光局商工部伝統産業課内		
目 的 (団体の規約に基づく。)	「伝統産業の日」実行委員会は、京都の伝統産業の魅力を広く発信し、市民や観光客等が伝統産業に親しみ、伝統産業への関心と理解を深めるとともに、京都の伝統産業製品の需要開拓を図るため、京都の伝統産業を集中的かつ総合的に振興する事業を実施する。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	負担金額	交付理由	所管課
「伝統産業の日」 負担金	25,561	17,660	本市伝統産業の一層の振興, 発展を図るとともに, その魅力を広く国内外に発信するために負担金を支出する必要があるため	産業観光局 商工部 伝統産業課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

市民や観光客が伝統産業に親しみ, 伝統産業への関心を深めるとともに, 京都の伝統産業製品の需要開拓を図るため, 毎年, 春分の日を「伝統産業の日」と定め, この日を中心に, 京都の伝統産業を集中的かつ総合的に振興する事業を実施した。

(イ) 収支の状況

(単位: 千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	17,660	事業費	16,091
その他負担金	4,600	広報費	9,388
協賛金等	2,950	事務費等	80
預金利息	8	小計	25,561
繰越金	2,526	翌年度繰越金	2,183
合 計	27,745	合 計	27,745

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが, 以下の事項について, 意見として付すべき問題点があった。

(ア) 意見

a 団体関係

「伝統産業の日」実行委員会 (以下「実行委員会」という。) は, 「伝

統産業の日」実行委員会規約（以下「規約」という。）において事務局及び事務局長を置くことを定めている。また、規約以外の例規として「伝統産業の日」実行委員会会計準則を制定しており、その中で実行委員会の会計に係る事務を処理するため出納役、出納主任及び出納係員を置くことを定めている。

これらの役職のうち、事務局長及び出納役は、いずれも本市産業観光局商工部伝統産業課長が務めると規定されており、事務局の職掌及び事務処理の細目についての規定が存在しないこと、委員長が自らの職務を事務局長に委任することを表明していること、出納役に金額の上限がない収入決定及び支出決定の専決権限を付与していることから、会計事務を含む一切の会務処理を同一人が決裁する体制となっていた。

本市所管課に事務局を置き本市の職員が事務を職務として行っている団体については、本市に準じて適切な事務の実施に配慮すべきであるため、事務処理に係る例規を整備するとともに、専決権限を見直し、必要な場合は更に上級の職員も決裁に加わるようにするなど、内部けん制が有効に働く体制を構築するよう、同委員会に対して適切に指導し、改善されたい。

7 京都市森林組合

(1) 団体の概要

代 表 者	代表理事組合長 吉田英治	設立年月日	平成 14 年 3 月 29 日
事務所所在地	京都市北区上賀茂二軒家町 9 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>京都市森林組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的に、主に次の事業を行う。</p> <p>ア 組合員のためにする森林の経営に関する指導</p> <p>イ 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営</p> <p>ウ 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業</p> <p>エ 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け</p> <p>オ 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給</p> <p>カ 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販</p>		

	売 キ 組合員の行う林業に必要な種苗の採取もしくは育成又は林道の設置 置その他組合員の行う林業その他の事業又は生活に必要な共同利用 施設の設置
--	--

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
(ア) 京都市森林整備事業補助金	141,937	81,896	森林資源の造成及び森林の有する公益的機能の増進を図るうえで、森林所有者等が行う森林整備事業に要する経費の一部として補助する必要があると認められるため	産業観光局 農林振興室 林業振興課
(イ) 京都市林業災害復旧事業補助金	10,364	7,515	森林所有者等が行う森林整備事業に要する経費の一部として補助する必要があると認められるため	
(ウ) 京都市森林整備地域活動支援交付金	26,828	26,828	適切な森林整備を図るうえで、森林所有者等による地域活動費用として交付する必要があると認められるため	
(エ) 京都市林業・木材産業構造改革事業補助金	34,650	24,750	低コストの利用間伐の推進、木材の安定供給の推進のために導入する林業機械の購入経費の一部を補助する必要があると認められるため	

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市森林整備事業補助金

a 事業の状況

森林所有者が行う森林整備事業の補助金の代理申請業務及び森林所有者からの委託を受けて森林整備事業を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
(代理申請分)			
京都市補助金	34,895	交付申請事務費	3,663
		森林保険料	237
		組合員支払	30,994
(受託事業分)			
京都市補助金	47,000	森林整備事業費	107,041
京都府補助金	52,169		
組合員委託料	7,872		
合 計	141,937	合 計	141,937

(イ) 京都市林業災害復旧事業補助金

a 事業の状況

災害復旧のために森林所有者が行う森林整備事業の補助金の代理申請業務及び森林所有者からの委託を受けて森林整備事業を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
(代理申請分)			
京都市補助金	5,022	交付申請事務費	527
		森林保険料	191
		組合員支払	4,303
(受託事業分)			
京都市補助金	2,492	森林整備事業費	5,341
京都府補助金	2,848		
合 計	10,364	合 計	10,364

(ウ) 京都市森林整備地域活動支援交付金

a 事業の状況

京都市長と森林整備地域活動実施協定を締結した者からの委託を受けて、地域活動として森林の歩道整備を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	26,828	対象業務活動費	20,744
		対象業務事務費	3,267
		交付申請事務費	2,816
合 計	26,828	合 計	26,828

(エ) 京都市林業・木材産業構造改革事業補助金

a 事業の状況

高性能林業機械3台（ハーベスタ、フォワーダ、クラップル付きバックホウ各1台）の購入を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	24,750	事業費	34,650
組合事業費	9,900		
合 計	34,650	合 計	34,650

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

8 社会福祉法人京都社会福祉協会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 柴田重徳	設立年月日	昭和55年8月13日
事務所所在地	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地		

<p>目的 (団体の定款に基づく。)</p>	<p>社会福祉法人京都社会福祉協会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> a 福西保育園の設置運営 b 竹の里保育園の設置運営 c 城南保育園の設置運営 d 吉田山保育園の設置運営 e 聖護院保育園の設置運営 f 祥豊保育園の設置運営 g 城南第二保育園の設置運営 h 紫野保育園の設置運営 i 村山保育園の設置運営 j 新林保育園の設置運営 k 高野保育園の設置運営 l 山科保育園の設置運営 m 勸修保育園の設置運営 n 大宮保育園の設置運営 o 山階保育園の設置運営 p 御室保育園の設置運営 q 石田保育園の設置運営 r 墨染保育園の設置運営 s 城之内保育園の設置運営 t 京都市桂坂保育所の指定管理 u 京都市松ノ木保育所の指定管理 <p>(イ) 児童厚生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> a 福西児童館の設置運営 b 城南児童館の設置運営 c 新林児童館の設置運営
----------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> d 京都市久世児童館の指定管理 e 京都市室町児童館の指定管理 f 京都市円町児童館の指定管理 g 京都市羽束師児童館の指定管理 h 京都市桂坂児童館の指定管理 i 京都市神川児童館の指定管理 j 京都市嵐山東児童館の指定管理 k 京都市嵯峨広沢児童館の指定管理 l 京都市大宮西野山児童館の指定管理 m 京都市上高野児童館の指定管理 n 京都市久我の杜児童館の指定管理 <p>また、この法人は、設置又は管理運営する児童厚生施設において、京都市が実施する放課後児童健全育成事業を受託実施する。</p>
--	--

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

社会福祉法人京都社会福祉協会(以下「社会福祉協会」という。)の基本財産は100万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、保健福祉局子育て支援部保育課である。

イ 事業の状況

(ア) 第二種社会福祉事業

a 保育所の設置運営、指定管理

(a) 保育園の設置運営

注 平成20年3月1日の状況であり、()内は定員外入所児童数

(単位：人)

区 分	定 員	入所者数
福西保育園	150	150(13)
竹の里保育園	180	180(9)
城南保育園	120	120(18)
吉田山保育園	60	60(6)
聖護院保育園	90	90(18)

祥豊保育園	90	90(18)
城南第二保育園	90	86(一)
紫野保育園	90	90(22)
村山保育園	60	60(9)
新林保育園	120	120(5)
高野保育園	120	120(6)
山科保育園	60	60(一)
勸修保育園	90	90(9)
大宮保育園	60	60(15)
山階保育園	120	120(17)
御室保育園	90	90(20)
石田保育園	75	75(4)
墨染保育園	60	60(15)
城之内保育園	90	90(7)

(b) 保育所の指定管理

注 平成20年3月1日の状況であり、()内は定員外入所児童数

(単位：人)

区 分	定 員	入所者数
京都市桂坂保育所	90	90(20)
京都市松ノ木保育所	30	30(5)

(c) 特別保育事業

実施保育園(所) 乳児保育, 特例保育, 障害児保育 21箇所
 延長保育 15箇所
 一時保育 1箇所

(d) 受託事業

実施保育園(所) 地域子育てステーション事業 9箇所

b 児童厚生施設の設置運営, 指定管理

(a) 児童館の設置運営及び放課後児童健全育成事業の受託

注 登録児童数は, 平成19年4月1日の状況である。

(単位：人)

区 分	学童クラブ登録児童数	児童館年間利用者数
福西児童館	46	7,503
城南児童館	53	6,342
新林児童館	64	6,246

(b) 児童館の指定管理及び放課後児童健全育成事業の受託

注 登録児童数は、平成19年4月1日の状況である。ただし、久我の杜児童館については、指定管理者となった平成19年9月1日の状況である。

(単位：人)

区 分	学童クラブ登録児童数	児童館年間利用者数
京都市久世児童館	78	2,470
京都市室町児童館	67	5,415
京都市円町児童館	36	4,526
京都市羽束師児童館	91	8,234
京都市桂坂児童館	83	6,553
京都市神川児童館	109	8,755
京都市嵐山東児童館	37	9,008
京都市嵯峨広沢児童館	65	5,471
京都市大宮西野山児童館	65	9,614
京都市上高野児童館	56	5,100
京都市久我の杜児童館	78	4,652

(c) 受託事業

実施児童館	幼児クラブ	14箇所
	母親クラブ	8箇所
	地域子育て支援ステーション事業	6箇所
	中高生と赤ちゃんとの交流事業	4箇所
	サマーステイ事業	4箇所

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 資金収支計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(経常活動による収入)			
利用料収入	90,321	86,264	4,057
運営費収入	2,029,997	2,005,975	24,021
委託料収入	265,350	249,689	15,661
経常経費補助金収入	841,497	885,849	△44,352
寄付金収入	679	1,329	△650
雑収入	53,232	17,510	35,721
借入金利息補助金収入	494	554	△60
受取利息配当金収入	583	201	382
経常収入計	3,282,156	3,247,375	34,780
(経常活動による支出)			
人件費支出	2,617,732	2,607,591	10,141
事務費支出	253,722	260,684	△6,962
事業費支出	271,756	264,702	7,054
借入金利息支出	456	518	△61
経常支出計	3,143,668	3,133,496	10,171
経常活動資金収支差額	138,488	113,879	24,609
(施設整備等による収入)			
施設整備等補助金収入	41,198	10,328	30,870
施設整備等収入計	41,198	10,328	30,870
(施設整備等による支出)			
固定資産取得支出	25,763	63,293	△37,530
施設整備等支出計	25,763	63,293	△37,530
施設整備等資金収支差額	15,434	△52,965	68,400
(財務活動による収入)			
借入金元金償還補助金収入	672	-	672
積立預金取崩収入	7,490	41,790	△34,300
その他収入	30,071	29,685	386
財務収入計	38,233	71,475	△33,241

(財務活動による支出)			
借入金元金償還金支出	1,842	1,662	180
積立預金積立支出	249,213	66,991	182,221
その他の支出	36,312	36,740	△427
財務支出計	287,367	105,394	181,973
財務活動資金収支差額	△249,134	△33,918	△215,215
当期資金収支差額合計	△95,210	26,995	△122,205
前期末支払資金残高	650,613	623,617	26,995
当期末支払資金残高	555,402	650,613	△95,210

(イ) 事業活動収支計算書

(単位:千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(事業活動収入)			
利用料収入	90,321	86,264	4,057
運営費収入	2,029,997	2,005,975	24,021
委託料収入	265,350	249,689	15,661
経常経費補助金収入	841,497	885,849	△44,352
寄付金収入	679	1,329	△650
雑収入	53,232	17,510	35,721
引当金戻入	-	34,841	△34,841
借入金元金償還補助金収入	672	-	672
国庫補助金等特別積立金取崩額	35,564	30,883	4,680
事業活動収入計	3,317,314	3,312,344	4,969
(事業活動の支出)			
人件費支出	2,587,836	2,607,591	△19,754
事務費支出	253,722	260,684	△6,962
事業費支出	271,756	264,702	7,054
減価償却費	66,460	63,151	3,309
引当金繰入	31,469	33,513	△2,043
事業活動支出計	3,211,245	3,229,643	△18,397

事業活動収支差額	106,068	82,701	23,367
(事業活動外収入)			
借入金利息補助金収入	494	554	△60
受取利息配当金収入	583	201	382
雑収入	14,414	18,099	△3,684
事業活動外収入計	15,492	18,855	△3,362
(事業活動外支出)			
借入金利息支出	456	518	△61
雑損失	3,601	2,357	1,243
事業活動外支出計	4,057	2,875	1,181
事業活動外収支差額	11,434	15,979	△4,544
経常収支差額	117,503	98,680	18,822
(特別収入)			
施設整備等補助金収入	41,198	10,328	30,870
国庫補助金等特別積立金取崩額	11,447	-	11,447
その他の特別収入	111,290	4,280	107,010
特別収入計	163,936	14,608	149,328
(特別支出)			
基本金組入額	17,989	-	17,989
固定資産売却損・処分損(売却原価)	171	160	11
国庫補助金等特別積立金積立額	48,881	6,785	42,096
その他特別損失	42,612	5,405	37,207
特別支出計	109,656	12,350	97,305
特別収支差額	54,280	2,257	52,022
当期活動収支差額	171,784	100,938	70,845
前期繰越活動収支差額	231,030	183,008	48,021
当期末繰越活動収支差額	402,814	283,947	118,867
基本金取崩額	4,654	-	4,654
その他の積立金取崩額	7,480	41,790	△34,310
基本金組入額	-	28,215	△28,215
その他の積立金積立額	249,183	66,491	182,691
次期繰越活動収支差額	165,766	231,030	△65,264

(ウ) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	648,790	768,354	△119,563
固定資産	2,000,204	1,713,349	286,855
資産合計	2,648,995	2,481,703	167,291
(負債の部)			
流動負債	93,388	117,741	△24,353
固定負債	643,112	669,591	△26,478
負債合計	736,500	787,332	△50,831
(純資産の部)			
基本金	432,654	419,319	13,334
国庫補助金等特別積立金	724,472	696,123	28,349
その他積立金	589,601	347,897	241,703
次期繰越活動収支差額	165,766	231,030	△65,264
純資産合計	1,912,494	1,694,371	218,123
負債及び純資産合計	2,648,995	2,481,703	167,291

エ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

社会福祉協会は、京都市外郭団体改革計画等に基づき本市が主体的に指導調整を行うべき外郭団体である。外郭団体については、出納その他の事務を適正かつ経済的・効率的に執行するべきであるが、次のような事例があった。

- (a) 工事請負契約について、理事長の承認を得て前金払を行う場合は、保証人を設定し、契約の相手方に前金払の保証があることを確認しなければならないが、確認することなく前金払をしていた。

前金払に際しては、前金払の保証の確認を確実に行うよう社会福祉協会に対して適切に指導し、改められたい。また、工事請負業者決定等の際の保証契約の取扱いについても、本市に準じた方法にする等、同協会に対して適切に指導し、改善を図られたい。

- (b) 工事請負契約については、契約の適正な履行を確保する必要があるが、工事完了届の確認をしていなかった。

適正な契約事務を行うよう、同協会に対して適切に指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
社会福祉法人京都 社会福祉協会に対 する補助金	30,010	14,627	人件費及び事務局運 営経費に補助金を交 付する必要があると 認められるため	保健福祉局 子育て支援部 保育課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

社会福祉協会の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	14,627	人件費	17,335
委託料	3,690	事務費	10,928
雑収入	11,661	積立預金積立支出	230
受取利息配当金	21	小計	28,494
積立預金取崩収入	10	翌年度繰越金	1,515
合 計	30,010	合 計	30,010

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 所管課関係

(a) 本市は、社会福祉協会からの補助金交付申請を受け、社会福祉法人京都社会福祉協会助成要綱（以下「要綱」という。）に基づき、人件費及び事務局の運営に対する補助として1,462万円を支出していた。

しかし、要綱には事業完了後に提出すべき書類、期限の規定はなく、補助金事業実績報告書として補助対象の支出を特定できない収支決算報告書が、事業完了後約10箇月経過してから提出されていた。そのため、補助金交付申請理由書の補助金額の算出根拠及び使途と照らして、適正に補助金が執行されたか判断するには不十分であった。

事業完了後に提出すべき書類、期限について要綱等に規定し、事業実績報告書の提出をもって、補助金が適正に執行されたか確認されたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉協会は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間、京都市室町児童館、京都市円町児童館等、11施設の指定管理者となっており、さらに平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市桂坂保育所、京都市松ノ木保育所の指定管理者となっている。このうち監査の対象とした公の施設は、次の表のとおりである。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市室町児童館	京都市上京区室町 通上立売上る東入 柳岡子町301番地	学童クラブ事業、健全な遊び場の提供	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課
京都市松ノ木保育所	京都市南区東九条 南松ノ木町6番地	保育所における保育の実施に係る業務、施設の維持管理に係る業務	保健福祉局 子育て支援部 保育課

イ 管理の状況

(ア) 京都市室町児童館

a 事業の状況

18歳までの児童とその保護者が自由に来館して遊ぶ場所を提供するとともに、放課後留守家庭の児童（小学1年生から小学3年生まで）を対象とする登録制の学童クラブ事業等を行った。

また、地域における児童の健全育成に関する事業を企画、支援した。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
延べ自由来館者数	7,034	6,349	6,482	6,048	5,415
延べ学童クラブ利用者数 (年度当初登録児童数)	10,487 (54)	11,443 (61)	10,883 (61)	12,318 (62)	11,630 (67)
合 計	17,521	17,792	16,722	18,366	17,045

利用の状況について、過去5年間で見ると、延べ自由来館者数は減少傾向にある。

また、平成19年度の延べ学童クラブ利用者数は、前年度に比べ、5.6パーセント減少した。

c 収支の状況

平成19年度の収支の状況は、次のとおり、収支差額を積立預金に積み立てたことにより収支同額となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	21,269	人件費	20,130
利用料金収入	3,613	事務費	2,465
その他	1,040	事業費	1,272
		固定資産取得	319
		積立預金積立	1,386
		その他	349
合 計	25,924	合 計	25,924

また、委託料収入及び利用料金収入を過去5年間で見ると次の表のとおりである。委託料収入については、平成19年度は21.6パーセント増加している。利用料金収入については、平成16年度以降増加が続いている。

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
委託料収入	19,061	19,034	18,251	17,495	21,269
利用料金収入	2,403	2,864	2,944	3,564	3,613

(イ) 京都市松ノ木保育所

a 事業の状況

特別保育事業として、乳児保育、障害児保育及び延長保育を行った。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
定員数	60	30	30	30	30
入所児童数	47	30	30	30	30
(定員外児童数)	(一)	(5)	(7)	(7)	(5)

注 入所児童数及び定員外入所児童数は、平成20年3月1日現在の状況である。

利用の状況について、過去5年間で見ると、定員数及び入所児童数は、平成16年度に減少後は、以降同数である。

c 収支の状況

平成19年度の収支の状況は、次のとおり、198万円の赤字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料収入	763	人件費	55,989
運営費収入	53,544	事務費	14,894
経常経費補助金収入	14,448	事業費	4,687
施設整備等補助金収入	7,115	固定資産取得	2,017
その他	358	その他	625

合 計	76,230	合 計	78,215
-----	--------	-----	--------

収支差額 △1,985千円

また、利用料金収入及び運営費収入を過去5年間で見ると次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用料金収入	485	604	574	1,015	763
運営費収入	47,303	50,729	54,187	60,258	53,544

平成19年度は、利用料金が24.8パーセント、運営費収入が11.1パーセント減少している。

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

9 社会福祉法人協和福祉会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 林 清夫	設立年月日	平成10年6月27日
事務所所在地	京都市山科区勸修寺丸山町1番72		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>社会福祉法人協和福祉会は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>軽費老人ホーム（ケアハウス）ケアハウス山科の設置経営</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
-----	------	------	------	-----

京都市軽費老人ホーム事務費補助金	62,448	36,253	軽費老人ホームの管理運営の安定のため	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課
------------------	--------	--------	--------------------	-------------------------

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市軽費老人ホーム事務費補助金

a 事業の状況

軽費老人ホームケアハウス山科の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	36,253	人件費	44,630
入居者事務費負担金	10,965	事務費	8,336
入居者管理費負担金	9,482	経理区分間繰入金支出	9,482
法人運営費	5,748		
合 計	62,448	合 計	62,448

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

10 財団法人京都市健康づくり協会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 西村京三	設立年月日	平成5年1月8日
事務所所在地	京都市南区西九条南田町1番地の2		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	<p>財団法人京都市健康づくり協会は、市民が安全で効果的な健康づくりを行えるように、健康づくりの理論の確立及び実践のための環境整備を図り、もって市民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>ア 健康づくりを図るための実践活動の推進</p> <p>イ 健康づくりに関する調査、研究及び情報の提供</p> <p>ウ 健康づくり関連団体等との連携及び協力並びに当該団体等の活動の振興</p>		

	エ 健康づくり指導者の養成及び研修
	オ 京都市健康増進センターの管理運営業務の受託
	カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市健康づくり協会(以下「健康づくり協会」という。)の基本財産は5,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課である。

イ 事業の状況

(ア) 指定管理事業

京都市健康増進センターの施設管理運営

(イ) 自主事業

- a 健康づくり教室の開催 水泳, エアロビクス, ボクササイズ, 太極拳等
- b 医師, 管理栄養士及び健康運動士等の指導による健康状態を確認しながらの運動実践 「ヘルスピアパス」
- c 健康づくりに関する調査, 研究及び情報の提供

(ウ) 受託事業

- a 通所型介護予防事業 (京都市)
 - 「シニア体力向上教室」 京から始めるいきいき筋力トレーニング
 - 「シニア栄養相談」
- b 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座事業 (京都市)
- c 健康づくりに取り組む各種団体に対する講師派遣, 健康教室等

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 収支計算書

(単位: 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(事業活動収支の部)			
事業活動収入			
基本財産運用収入	355	328	27
事業収入	234,953	232,080	2,873

補助金収入	19,475	20,269	△794
雑収入	1,900	956	943
事業活動収入計	256,684	253,635	3,049
事業活動支出			
事業費支出	142,416	141,809	607
管理費支出	98,037	91,188	6,849
事業活動支出計	240,454	232,997	7,456
事業活動収支差額	16,230	20,637	△4,407
(投資活動収支の部)			
投資活動収入	—	—	—
投資活動収入計	—	—	—
投資活動支出			
特定預金支出	1,900	2,000	△100
投資活動支出計	1,900	2,000	△100
投資活動収支差額	△1,900	△2,000	100
(財務活動収支の部)			
財務活動収入	—	—	—
財務活動収入計	—	—	—
財務活動支出			
借入金返済支出	5,015	6,660	△1,645
財務活動支出計	5,015	6,660	△1,645
財務活動収支差額	△5,015	△6,660	1,645
当期収支差額	9,315	11,977	△2,662
前期繰越差額	13,832	1,854	11,977
次期繰越収支差額	23,147	13,832	9,315

(イ) 正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
経常増減の部			

経常収益	256,684	253,635	3,049
経常費用	240,505	233,003	7,502
当期経常増減額	16,179	20,631	△4,452
経常外増減の部			
経常外収益	-	3,121	△3,121
経常外費用	3,755	1,442	2,312
当期経常外増減額	△3,755	1,678	△5,433
当期一般正味財産増減額	12,423	22,310	△9,886
一般正味財産期首残高	44,164	21,854	22,310
一般正味財産期末残高	56,588	44,164	12,423
(正味財産期末残高)	56,588	44,164	12,423

(ウ) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	51,771	35,380	16,390
固定資産	55,606	54,009	1,597
資産合計	107,378	89,389	17,988
(負債の部)			
流動負債	28,170	21,044	7,126
固定負債	22,619	24,181	△1,562
負債合計	50,789	45,225	5,564
(正味財産の部)			
指定正味財産	-	-	-
(うち基本権への充当額)	-	-	-
一般正味財産	56,588	44,164	12,423
(うち基本権への充当額)	(50,000)	(50,000)	-
正味財産合計	56,588	44,164	12,423
負債及び正味財産合計	107,378	89,389	17,988

エ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
財団法人京都市健康づくり協会運営補助金	19,475	19,475	自主財源に乏しく、本市派遣職員（2人）にかかる人件費に補助金を交付する必要があると認められるため	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

健康づくり協会の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	19,475	派遣職員人件費	19,475

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

健康づくり協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市健康増進センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市健康増進センター（愛称：ヘルスピア21）	京都市南区西九条南田町1番地の2	運動施設の管理運営等健康に関する取組	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課

イ 管理の状況

(ア) 京都市健康増進センター

a 事業の状況

(a) 運動施設利用

- ・ 屋内温水プール 料金 15歳以上 900円 15歳未満 400円
- ・ トレーニングルーム 料金 15歳以上600円（プール・トレーニング1,100円）
- ・ その他 地下駐車場 料金30分ごとに100円（最初の3時間まで）
- ・ 定期利用料金 平成17年度から実施 プールナイトパス3,500円他

(b) 診療所

- ・ 健診事業（健康度測定、骨密度測定等）
- ・ 保険診療（内科診察、予防接種、健康診断、特定健診等）

(c) 健康度測定及び生活プログラム

(d) 施設管理事業

- ・ 京都市健康増進センター，附属施設及びその他の物品の維持管理及び安全に係る業務

(e) 公金収納受託

- ・ 診療所の文書料の収納事務

b 利用の状況

(単位:人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
運動施設利用者 (うち定期券利用者)	85,130 (-)	83,576 (-)	88,582 (15,468)	94,173 (20,886)	84,440 (20,592)
スポーツ教室等 参加者	5,496	5,702	7,853	8,588	8,644
診療所受診者	—	1,518	1,902	2,144	2,608

プール、トレーニングルーム等運動施設の利用者は、平成17年度の定期券導入により増加に転じたものの、平成19年度は前年度に比べ10.3パーセント減少している。今後、更なる利便性の向上や広報などにより、利用

者の増加を図ることが望まれる。

スポーツ教室受講者は、年々増加している。

診療所受診者は、平成16年度の一般診療開始以降、年々増加している。

c 収支の状況

平成19年度の収支の状況は、次のとおり、931万円の黒字となっている。

(単位:千円)

収 入		支 出	
委託料収入	128,077	人件費	92,449
(うち指定管理委託料収入)	(72,196)	事業費	49,410
利用料金収入	60,843	施設管理費	93,006
教室等事業収入	32,474	事務費	5,588
診療所事業収入	13,558	その他	6,915
京都市補助金	19,475		
その他	2,255		
合 計	256,684	合 計	247,369

収支差額 9,315千円

委託料収入等を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

委託料収入は、平成18年度に本市から介護予防事業を受託したことにより、以降大幅に増加している。

施設利用料金収入は、平成17年度以降増加傾向にあったものの、平成19年度は利用者の減少に伴い、前年度に比べ12.5パーセント減少している。

教室等事業収入は、平成18年度以降増加に転じている。

診療所事業収入は、平成16年度の一般診療開始以降、年々増加している。

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
委託料収入	108,809	97,849	97,194	119,440	128,077
施設利用料金収入	64,147	61,517	67,015	69,546	60,843
教室等事業収入	35,677	32,030	29,459	31,785	32,474
診療所事業収入	—	8,960	10,889	11,307	13,558

診療所での文書料については、公金収納受託事務として取扱っており、一般診療を開始した平成16年度以降を見ると、次の表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
使用料収入	28	45	26	45

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

11 財団法人京都市急病診療所

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 北村和人	設立年月日	昭和53年6月22日
事務所所在地	京都市中京区聚楽廻松下町9番地		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	<p>財団法人京都市急病診療所は、平日夜間及び休日等医療が充足しにくい日時において、京都府医師会等の協力のもとに急病患者に係る初療体制の確立を図り、もって市民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 京都市急病診療所等の管理及び診療業務の受託並びに調査研究及び知識の普及</p> <p>イ その他診療所の目的を達成するために必要な事業</p>		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市急病診療所(以下「急病診療所」という。)の基本財産は1,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、保健福祉局保健衛生推進室医務審査課である。

イ 事業の状況

京都市急病診療所等の施設管理運営

(単位:人)

区 分	診 療 科	受診者数
京都市急病診療所	小児科, 眼科, 耳鼻いんこう科	27,027

京都市休日急病内科小児科東診療所	内科, 小児科	2,403
京都市休日急病内科西診療所	内科	1,946

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 収支計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(収入の部)			
財産収入	381	263	118
事業収入	312,480	370,277	△57,797
事業外収入	—	15,001	△15,001
特定預金取崩収入	4,556	—	4,556
当期収入合計	317,417	385,542	△68,124
前期繰越収支差額	65,877	62,470	3,407
収入合計	383,295	448,012	△64,716
(支出の部)			
管理費	30,034	28,177	1,856
事業費	304,158	316,156	△11,997
特定預金支出	26,400	37,800	△11,400
当期支出合計	360,593	382,134	△21,540
当期収支差額	△43,175	3,407	△46,583
次期繰越収支差額	22,701	65,877	△43,175

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
経常増減の部			
当期経常増減額	△12,612	42,287	△54,900
経常外増減の部			
当期経常外増減額	△5,042	△8,342	3,300

当期一般正味財産増減額	△17,655	33,944	△51,600
一般正味財産期首残高	171,989	138,044	33,944
一般正味財産期末残高	154,333	171,989	△17,655
(正味財産期末残高)	154,333	171,989	△17,655

(ウ) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成18年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	77,650	131,127	△53,477
固定資産	117,505	99,303	18,201
資産合計	195,155	230,430	△35,275
(負債の部)			
流動負債	34,516	48,980	△14,464
固定負債	6,305	9,461	△3,156
負債合計	40,821	58,441	△17,620
(正味財産の部)			
正味財産	154,333	171,989	△17,655
(うち基本金)	(10,000)	(10,000)	(—)
(うち当期正味財産増加額)	(△17,655)	(33,944)	(△51,600)
負債及び正味財産合計	195,155	230,430	△35,275

エ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

- (a) 急病診療所は、基本財産の全額を本市が出えんしており、京都市外郭団体改革計画等に基づき本市が主体的に指導調整を行うべき外郭団体である。

現在、本市からの支援は、一部の事業についての委託料のみであるが、

その事業内容から安定的な利用料金収入を見込むことは困難であり、なお一層の経済的、効率的な運営が望まれる。

しかしながら、特定の業者と随意契約を行っている委託業務について、当該業者以外では履行不可能であることを明確にしていなかった。

特定の業者と随意契約をする場合は、随意契約の理由を明確にし、又は、その理由がないときはより競争性のある契約を行うよう、急病診療所に対して適切に指導し、改められたい。

- (b) 理事長及び事務局長の交際費を四半期ごとに支出しているが、未執行分について精算を行わず団体の財産とは別に管理していた。

交際費については精算を行うなど適正に事務を執行するよう、急病診療所に対して適切に指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

急病診療所は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市急病診療所、京都市休日急病内科小児科東診療所及び京都市休日急病内科西診療所（以下「3診療所」という。）の指定管理者となっている。このうち監査の対象とした公の施設は、次の表のとおりである。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市急病診療所	京都市中京区聚楽廻 松下町9番地	平日夜間及び休日等における医療及び第2次救急医療施設への後送業務	保健福祉局 保健衛生推進室 医務審査課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

医療が充足しにくい平日夜間及び休日等における急病患者の診療及び第2次救急医療施設等への後送業務を行った。

診 療 科	診 療 日	診療時間
小児科	月曜日～金曜日	午後9時～午後12時
	土曜日	午後2時～午後5時 午後6時～午後12時

	日曜日, 祝日 8月15・16日 12月29日～1月4日	午前10時～午後5時 午後6時～午後12時
眼科 耳鼻いんこう科	土曜日	午後6時～午後10時
	日曜日, 祝日 8月15・16日 12月29日～1月4日	午前10時～午後5時 午後6時～午後10時

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受 診 者 数	小児科	10,277	10,331	16,077	19,562	16,502
	眼科	4,471	4,591	4,713	4,851	4,676
	耳鼻いんこう科	3,188	4,137	5,202	5,816	5,849
	合 計	17,936	19,059	25,992	30,229	27,027
後送患者数		172	185	255	401	328

受診者数は、平成17年9月1日から、小児科において平日夜間の診療を開始し土曜日及び休日の診療時間を延長したことにより、平成17年度及び平成18年度は大きく増加したが、平成19年度は前年度に比べ10.6パーセント減少している。

(ウ) 収支の状況

委託料収入及び利用料金収入は3診療所分を一括管理しており、過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

委託料収入は、平成16年度に利用料金制に移行したことにより減少し、平成19年度は、前年度に比べ、49.8パーセント減少している。

利用料金収入(平成15年度までは使用料収入)は、平成18年度までは受診者数の増により年々増加していたが、平成19年度は受診者数の減により減少している。

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
-----	--------	--------	--------	--------	--------

委託料収入	236,350	25,448	43,499	55,722	28,000
使用料又は 利用料金収入	173,169	209,812	285,280	313,482	284,225

注 平成15年度までは使用料収入であり、平成16年度以降は利用料金収入である。

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

12 ミディ総合管理株式会社

(1) 団体の概要

代 表 者	代表取締役社長 西澤千秋	設立年月日	平成14年3月1日
事務所所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>ミディ総合管理株式会社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物内外の保守管理 (2) 建物内外の清掃、塵芥処理 (3) 建物内外の警備 (4) 環境分析及び建物環境測定 (5) 防犯、防災及び安全に関する設備機器の販売並びに賃貸 (6) 清掃用具の販売及び賃貸 (7) 自動販売機による飲料、食料品、煙草の販売 (8) 石油精製品、液化石油ガス、圧縮ガス、液化ガス及び毒物、劇物の販売 (9) 自動車部品、自動車用品及びその修理品、輸送用機械器具並びに油脂類の販売 (10) 駐車場の経営及び運営・管理 (11) 建築工事及び設備工事の企画・設計・管理・施工 (12) 建築一式工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事及び消防施設工事の請負 (13) 建築設計事務所の経営 		

	(14) 商業施設, 店舗の企画・開発及び運営・管理 (15) 屋内外広告看板, ディスプレー及び美術看板の企画・設計・管理・施行 (16) 労働者派遣事業 (17) 前各号に関するコンサルタント業務 (18) 前各号に付帯又は関連する一切の事業
--	---

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

ミディ総合管理株式会社（以下「ミディ総合管理」という。）は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場（以下「上鳥羽口駅駐車場」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	京都市伏見区竹田向代町 110 番地の 1	自転車等駐車場の管理運営	建設局 土木管理部 自転車政策課

イ 管理の状況

(ア) 上鳥羽口駅駐車場

a 事業の状況

- (a) 収容台数 自転車（二段式ラック） 350 台
原動機付自転車 50 台
- (b) 供用時間 終日
- (c) 利用料金 1 日 1 回 150 円(自転車)
250 円(原動機付自転車)
前払式駐車券 2,700 円(券面額 3,000 円)
定期（1 箇月） 2,700 円(一般自転車)
2,500 円(学生自転車)
4,500 円(原動機付自転車)
- (d) 入退場時間 午前 5 時から翌日の午前 1 時まで
- (e) 受付窓口 月曜日及び木曜日以外 午前 7 時から午前 9 時まで

月曜日及び木曜日 午前7時から午前10時30分まで
 ただし、毎月25日から翌月5日までは午後4時から午後9
 時までにも配置

b 利用の状況

1日平均利用台数及び稼働率を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

注 稼働率= (1日平均利用台数/収容台数) ×100(%)

(単位：台，%)

区 分	平成	平成	平成	平成	平成19年度		
	15年度	16年度	17年度	18年度	自転車	原付	計
1日平均利用台数	195	177	183	220	180	56	236
稼働率	48.8	44.3	45.8	55.0	51.4	112.0	59.0

注1 上鳥羽口駅駐車場は平成14年5月10日から供用開始している。

注2 平成17年度までは、財団法人京都市駐車場公社が管理受託者となっていた。

稼働率は、指定管理者制度に移行する平成17年度以前は40パーセント台で推移していたが、平成18年度は9.2ポイント、平成19年度は4.0ポイント、それぞれ前年度に比べ上昇した。

c 収支の状況

平成19年度の収支の状況は、次のとおり、6万円の黒字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	4,179	人件費	1,890
その他収入	765	事業費	1,484
		委託費	1,309
		少額修繕費	100
		その他	94
合 計	4,944	合 計	4,879

収支差額 65千円

注 その他収入とはインセンティブ(報奨)であり、本市との覚書に基づき、当該年度の想定収入額を超える金額の30パーセントを収入するものである。

使用料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
使用料収入	7,829	7,397	7,949	9,607	10,276

エ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

上鳥羽口駅駐車場の管理に関する協定書では、施設に係る使用料の徴収事務を施設条例、同施行規則、京都市会計規則及び金銭登録機の使用に伴う歳入金徴収事務規則に定めるところにより処理するとしている。

施設使用料の徴収事務においては、領収調書、収納金日計報告書及び収納金出納簿という京都市会計規則等により調製、使用及び管理が規定されている会計帳簿等について、整備されていなかったもの、並びに適正に使用及び管理がされていなかったものがあつた。

施設の使用料の徴収について、京都市会計規則等の規定に従って適正な事務をするよう、ミディ総合管理に対して適切に指導し、改められたい。

b 所管課関係

京都市物品会計規則では、各課等において、分任物品出納員は備品台帳を備え、課等における備品の現況を記録しなければならないとしている。

上鳥羽口駅駐車場においてミディ総合管理に貸与している本市所有備品のすべてが、本市の備品台帳に記録されておらず、同社に対しても管理上の具体的な指示がされていなかった。

同社に貸与している備品について早急に備品台帳に記録するとともに、指定管理に係る協定書を改めるなどして、備品の管理を適正に行われたい。

(イ) 意見

a 所管課関係

上鳥羽口駅駐車場において、自動二輪車が入場している状況が見受けら

れた。

京都市自転車等駐車場条例では、駐車させることのできる自転車等は、自転車及び原動機付自転車と定められており、この事例は同条例の規定に反するものであるが、その要因として、近隣に自動二輪車の利用できる駐車場がないことなどが考えられる。

交通要所においては、公設民設を含めて自転車等駐車場の設置が進みつつあるが、自動二輪車が利用可能な駐車場の設置は遅れがちとなっている。

については、本市が所管する自転車等駐車場において、利用者に適正な利用を呼びかけるとともに、関係部局が連携して自動二輪車の駐車場対策に取り組み、問題の解消に努められたい。

13 財団法人京都市都市緑化協会

(1) 団体の概要

代 表 者	理事長 村田清	設立年月日	平成7年3月1日
事務所所在地	京都市下京区上中之町1番地の3		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	財団法人京都市都市緑化協会は、民有地の緑化、緑地保全を促進し、緑化思想の普及啓発等を行うことにより、京都市における都市緑化を推進し、もって地域住民の快適な生活環境づくり及び健康都市づくりに寄与する。		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市都市緑化協会（以下「都市緑化協会」という。）の基本財産は5,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、建設局水と緑環境部緑政課である。

イ 事業の状況

平成19年度は、花と緑あふれる京都のまちづくりを目指して、緑化思想の普及啓発、情報の発信、緑化相談などの事業を実施するとともに、京都市梅小路公園については、指定管理者として管理運営を行った。また、前年度に引き続き、街路樹のパトロール業務を京都市から、京都迎賓館の庭園維持管理業務を内閣府から受託し、実施した。

(ア) 都市緑化啓発事業

a 緑化啓発に係る催し物の開催, 参加及び誘致

- (a) 花壇づくり講習会の実施
- (b) OIKE Festa (御池フェスタ), 区民まつり等への参加
- (c) いのちの森自然観察会の実施
- (d) 植物展示会等の誘致開催
- (e) 京都市梅小路公園内でのプレイパーク事業の実施
- (f) 「みどりの週間」及び「都市緑化月間」の取組

b 緑化情報の発信

- (a) 広報誌「京のみどり」の発行
- (b) ホームページによる情報発信

c 庭園文化継承の取組

- (a) 日本庭園の伝統的技術・技能研修会の実施
(財団法人京都文化交流コンベンションビューローと共同開催)
- (b) 庭園散策の実施
(財団法人京都文化交流コンベンションビューローと共同開催)

(イ) 緑化相談業務の実施

a 「みどりの相談所」の運営

- (a) 相談日週3日(水曜日, 金曜日, 日曜日)及びイベント等での出張相談

b 園芸講習会の実施

c 単独の講習会

- (a) 梅ノ木せん定教室
- (b) 春の寄せ植え教室

(ウ) 京都市梅小路公園の施設管理運営

(エ) 街路樹のパトロール業務

(オ) 京都迎賓館庭園の維持管理業務

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 収支計算書

(単位: 千円)

区 分	平成19年度	平成18年度	対前年度比較
-----	--------	--------	--------

(事業活動収支の部)			
事業活動収入			
基本財産運用収入	211	131	79
特定資産運用収入	116	—	116
事業収入	56,555	55,360	1,195
補助金等収入	204,528	214,986	△10,457
寄付金収入	30	—	30
雑収入	11,846	12,111	△265
事業活動収入計	273,289	282,590	△9,300
事業活動支出			
事業費支出	197,632	205,367	△7,735
管理費支出	61,086	58,768	2,318
事業活動支出計	258,719	264,136	△5,417
事業活動収支差額	14,570	18,454	△3,883
(投資活動収支の部)			
投資活動収入			
投資資産取崩収入	1,806	596	1,210
投資活動収入計	1,806	596	1,210
投資活動支出			
特定資産取得支出	20,619	2,197	18,421
固定資産取得支出	2,920	2,884	36
投資活動支出計	23,539	5,081	18,457
投資活動収支差額	△21,733	△4,485	△17,247
当期収支差額	△7,163	13,968	△21,131
前期繰越差額	24,392	10,424	13,968
次期繰越収支差額	17,229	24,392	△7,163

注 特定資産取得支出の内、1,800万円が事業推進積立金引当金支出であり、次年度以降の指定管理受託料減額の平準化に対応するための投資活動支出である。

(イ) 正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
經常増減の部			
当期經常増減額	12,544	16,581	△4,037
經常外増減の部			
当期經常外増減額	△41	—	△41
当期一般正味財産増減額	12,502	16,581	△4,078
一般正味財産期首残高	33,794	17,213	16,581
一般正味財産期末残高	46,296	33,794	12,502
(指定正味財産増減の部)			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	—
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	—
(正味財産期末残高)	96,296	83,794	12,502

(ウ) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	79,588	94,111	△14,522
固定資産	90,979	70,500	20,478
資産合計	170,567	164,612	5,955
(負債の部)			
流動負債	62,359	69,718	△7,359
固定負債	11,911	11,098	813
負債合計	74,271	80,817	△6,546
(正味財産の部)			
指定正味財産	50,000	50,000	—
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
一般正味財産	46,296	33,794	12,502
(うち特定財産への充当額)	(24,000)	(6,000)	(18,000)

正味財産合計	96,296	83,794	12,502
負債及び正味財産合計	170,567	164,612	5,955

エ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

(ア) 意見

a 団体関係

都市緑化協会では、寄付行為及び役員等報酬及び費用弁償規程（以下「役員報酬等規程」という。）に基づき、常勤役員である理事長に対して報酬を支給しており、その金額は役員報酬等規程を根拠として理事長決裁により決定していたが、金額の算定根拠が明らかでなかった。

常勤役員の報酬額の決定については、役員報酬等規程を補完する細則を定め、理事会及び評議員会で報告するなど、同協会に対して適切に指導し、改善されたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	交付理由	所管課
財団法人京都市 都市緑化協会補 助金	63,443	63,443	都市緑化に関する広報、 啓発、指導、情報収集・ 公開などの各種緑化事業 の展開を図るものであ り、これらの事業は、本 市において都市緑化を推 進していくうえで有意義 なものであると認められ るため	建設局 水と緑環境部 緑政課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

都市緑化事業等及び都市緑化協会の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	63,443	管理費	56,580
		自主事業費	6,863
合 計	63,443	合 計	63,443

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 所管課関係

都市緑化協会に対して、都市緑化の普及啓発、緑化の促進に関する情報収集・研究等及び同協会の運営に対する補助金として6,344万円を支出しているが、この補助金の交付申請書に添付されていた収支予算書は、管理費及び自主事業費に区分したきわめて概括的なものであり、補助の対象とする項目が明確でなかったことから、事業完了後に適正に補助金が執行されたか判断することができなかった。

具体的な使途や積算の根拠を明確にした補助金交付申請書等の提出を求めるよう、取り組まれない。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

都市緑化協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市梅小路公園の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市梅小路公園	京都市下京区観喜寺町他	公園の運営及び維持管理業務、公園内施設の提供及び公園利用の促進	建設局 水と緑環境部 緑地管理課

イ 管理の状況

(ア) 京都市梅小路公園

a 事業の状況

- (a) 公園及び公園内の施設の運営並びに維持管理業務
- (b) 公園内の施設の緊急修繕や計画修繕
- (c) 公園及び公園内の施設の整備
- (d) 緑の館，朱雀の庭・いのちの森，チンチン電車，駐車場の利用料金の設定及び徴収並びに利用の承認に関する事務
 - ・ 緑の館（和室・茶室等）の利用料

(単位：円)

区 分	午 前 (午前9-12時)	午 後 (午後1-5時)	夜 間 (午後6-9時)
和室 (28畳)	6,500	9,000	
茶室1 (4畳半)	2,000	3,000	
茶室2 (8畳)	3,000	4,000	
イベント室	9,000	10,000	12,000

定休日：月曜日（祝日の場合その翌日）と年末年始（12月28日～1月4日）

- ・ 朱雀の庭・いのちの森
 入園料：200円
 開園時間：午前9時～午後5時
 定休日：緑の館と同じ
- ・ チンチン電車
 乗車料：300円
 時間：午前10時～午後4時
 営業日：土，日，祝日（12月28日～1月4日は休み）
- ・ 駐車場
 普通車：2時間まで700円その後，1時間ごと200円加算
 大型車：1日1回2,500円
- (e) イベント，プログラムの実施による利用促進
 - ・ 京都中央メーデー，梅小路ふれあいコンサート，京都音楽博覧会

- ・ 下京区民早朝ウォーキング大会, 下京区民ふれ愛ひろば, 地域避難訓練
 - ・ ちびっこ運動会, やんちゃフェスタ
 - ・ 一木手作り市
 - ・ 花と緑のサポーターの会, 京都みどりクラブ
- (f) 京都市都市公園条例に基づく公園利用等の行為の許可に関すること
- (g) 公園の利用指導に関すること

b 利用の状況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
和室・茶室等 (件)	470	387	417	510	384
朱雀の庭 (人)	6,276	6,389	6,375	6,560	6,224
チンチン電車 (人)	15,149	15,528	14,159	14,434	14,660

公園施設の利用状況は、平成 18 年度に和装関連の展示会等が開催されたことにより、和室・茶室等の利用件数が増加している。チンチン電車の利用人数は、平成 18 年度以降 2 年間は微増傾向にあるものの、平成 16 年度の利用数を下回っている。

c 収支の状況

平成 19 年度の収支の状況は、次のとおり、785 万円の黒字となっている。

(単位:千円)

収 入		支 出	
委託料収入	89,708	人件費	40,191
利用料金収入	55,713	事業費	29,569
自主事業収入	442	委託費	52,010
その他収入	2,329	少額修繕費	8,502
		その他	10,063
合 計	148,192	合 計	140,336

収支差額 7,856千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次の表のとおりである。

利用料金収入については、平成 17 年度にサーカスが実施されたことに

より、駐車場利用料が際立って増加している。平成 19 年度は前年度に比べて、コンサートの誘致や市民参加型の企画を増したことなどにより駐車場利用料が増加したため、施設利用数は減少したものの利用料金収入は 1.9 パーセント増加している。

(単位：千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
和室・茶室等利用料	3,209	2,358	2,381	3,466	2,561
朱雀の庭利用料	1,255	1,277	1,275	1,312	1,244
チンチン電車利用料	4,544	4,658	4,247	4,330	4,398
駐車場利用料	43,250	42,184	56,146	45,524	47,509
合 計	52,259	50,479	64,050	54,632	55,713

ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(ア) 監査の結果

a 団体関係

都市緑化協会は、「京都市梅小路公園の管理に関する協定書」に基づき、施設における写真撮影等の行為の許可に係る使用料の徴収事務を受託しており、その事務処理は京都市会計規則に定めるところにより処理することと定められているが、領収した使用料を速やかに収納機関に払い込んでいないものがあった。

適正な収入事務を行うため、京都市会計規則を遵守し、収納金を領収したときは、速やかに収納機関に払い込むよう、同協会に対して適切に指導し、改められたい。

14 京都市日野野外活動施設管理運営委員会

(1) 団体の概要

代 表 者	委員長 村井信夫	設立年月日	平成 2 年 8 月 16 日
事務所所在地	京都市伏見区日野船尾 2 番地京都市日野野外活動施設内		

目 的 (団体の規則に基づく。)	<p>京都市日野野外活動施設管理運営委員会は、京都市日野野外活動施設を適正に管理・運営することにより、京都市における学校教育の充実を図り、学校教育に寄与する市民の活動の振興を図ることを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 野外活動及びスポーツのための施設の提供</p> <p>イ 施設の管理及び整備に関すること</p> <p>ウ その他委員会で処理すべき事項及び事務</p>
---------------------	--

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

京都市日野野外活動施設管理運営委員会は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市日野野外活動施設の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市日野野外活動施設	京都市伏見区日野船尾 2 番地	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営 使用申請の受付 及び使用の許可 ・施設の維持管理 	教育委員会事務局 指導部 生徒指導課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

野外活動施設の使用許可申請を受け付け、使用許可を行った。

(イ) 利用の状況

(単位：団体)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
運動広場	181	241	232	229	252
兼用コート	174	213	230	203	227
野外炊飯場	148	118	130	126	133
合 計	503	572	592	558	612

平成 19 年度の延べ利用団体数は、前年度に比べ 9.7 パーセント増加している。また、過去 5 年間で見ると、平成 16 年度以降増加傾向にある。

(ウ) 収支の状況

平成19年度の収支の状況は、次のとおり、収支同額である。

なお、施設の利用に伴う料金を徴収していないため、利用料収入等はない。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	6,910	人件費	5,139
		管理費	978
		事務費	792
合 計	6,910	合 計	6,910

委託料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
委託料収入	6,455	6,455	6,455	6,940	6,910

ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)